

# 金沢美術工芸大学キャンパスハラスメント対策会議設置要綱

平成22年4月1日

要綱第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）におけるキャンパスハラスメントに対し、適切な対応を図るため、本学に金沢美術工芸大学キャンパスハラスメント対策会議（以下「対策会議」という。）を置くことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 対策会議は、本学におけるキャンパスハラスメントの防止及び解決のために、以下の事項を行う。

- (1) 研修など防止策に関すること。
- (2) 審議、調停、調査、措置の検討、措置の学長への勧告など申立ての処置に関すること。
- (3) キャンパスハラスメントガイドラインの見直しに関すること。
- (4) その他本学のキャンパスハラスメントに関し学長が必要と認めること。

(組織)

第3条 対策会議は、次に掲げる者（以下「対策員」という。）をもって組織する。

- (1) 教育研究審議会委員の中から学長が指名する者（以下「審議会委員」という。）
- (2) 教員 5名
- (3) 事務局長

2 前項第2号の対策員は、男女それぞれ複数名とし、学長が指名する。

(対策員の除斥及び補充)

第4条 対策員は、キャンパスハラスメントに関する申立てを行う者及び被申立人（以下「当事者」という。）であるとき、又は当事者と同一の専攻等に属するとき、若しくは当事者の指導教員であるなど当事者と利害関係を有するときは、解任されるものとし、当該申立ての処置が完了したとき復職するものとする。

2 前項の規定により前条第1項第1号に掲げる者が欠けたときは、学長が教育研究審議会委員から補充の者を選出するものとする。又、同条同項第2号に掲げる者が欠けたときは、対策会議の長が教授会から補充の者を選出するものとする。

(任命)

第5条 対策員は、学長が任命する。

(任期)

第6条 対策員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、第4条第2項の規定により選出された補充の者の任期は、前任者が復職するまでの間とする。

(会議の長)

第7条 対策会議の長は、審議会委員をもって充てる。

2 審議会委員が、第4条第1項の規定により解任されたときは、同条第2項により選出された教育研究審議会委員がこれにあたる。

(審議)

第7条の2 対策会議の長は、第2条各号に掲げる事項について必要と認めたときは、随時

対策員を招集するものとする。

- 2 対策会議は、対策員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 対策会議の議事は、出席した対策員の過半数で決し、可否同数のときは、対策会議の長の決するところによる。ただし、第2条第2号に掲げる事項に関する議事は、出席した対策員の3分の2以上で決するものとする。

(意見の聴取)

第8条 対策会議において必要と認めるときは、第3条に定める者以外の者を対策会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。